| ﾁｪｯｸ | 点検項目 | 点検内容 | 根拠条例・告示等 | 関係書類 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 適・否 | (短期入所） |
| **第1　基本方針（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 一般原則及び基本方針 | ⑴　利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。 | 第10条第2項 | 　 |
| 適・否 | ⑵　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 第10条第3項 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修計画・研修資料等・研修報告書等・研修受講修了証明書・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | ⑶　事業の運営に当たっては、暴力団員の支配を受け、又は暴力団員と密接な関係を有していないか。 | 第10条第4項 | 　 |
| 適・否 | ⑷　利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っているか。 | 第92条 | 　 |
| **第2　人員に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 従業者の員数 | ⑴　併設事業所①　施設等（②を除く。）が事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(併設事業所）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。②　指定宿泊型自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が事業所として併設事業所を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　指定短期入所と同時に指定宿泊型自立訓練(生活訓練）指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯、指定宿泊型自立訓練(生活訓練）事業者等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数イ　指定短期入所を提供する時間帯（アを除く。）次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる数(ア) 当該日の利用者の数が6以下　1以上　(イ)　当該日の利用者の数が7以上　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第93条第1項 | ・職員名簿・雇用契約書・発令簿又は辞令・勤務表・出勤状況に関する書類等・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　空床利用型事業所①　指定障害者支援施設等が事業所として空床利用型事業所を設置する場合は、空床利用型事業所に置くべき従業者の数は当該施設の入所者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上となっているか。②　指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が事業所として空床利用型事業所を設置する場合においては、次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）、指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する時間帯指定自立訓練(生活訓練）事業者等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数イ　指定短期入所を提供する時間帯（アを除く。）次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる数(ア)　当該日の利用者の数が6以下　1以上　　(イ)　当該日の利用者の数が7以上　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | 第93条第2項 |
| 適・否 | ⑶　単独型事業所①　指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練、生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）事業所、指定共同生活援助等事業所又は指定障害児通所支援事業所（以下「指定生活介護事業所等」という。）等において、指定短期入所の事業を行う場合においては、単独型事業所に置くべき従業者の数は次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　指定生活介護等のサービスの提供時間指定生活介護等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数イ　指定生活介護事業所等が、指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じて、(ア)又は(イ)に掲げる数(ア)　当該日の利用者の数が6以下　1以上　(イ)　当該日の利用者の数が7以上　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上②　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合、①イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数となっているか。 | 第93条第3項 |
| 適・否 | 2 管理者 | 　事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。 | 第94条（第55条準用） |
| **第3　設備に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 設備、備品等 | ⑴　事業所は、併設事業所又は短期入所事業所の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものとなっているか。 | 第95条第1項 | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　併設事業所にあっては、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときについて、当該併設本体施設の設備(居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができる。 | 第95条第2項 |
| 適・否 | ⑶　空床利用型事業所にあっては、当該施設として必要とされる設備を有しているか。 | 第95条第3項 |
| 適・否 | ⑷　単独型事業所にあっては、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。 | 第95条第4項 |
| 適・否 | ⑸　⑷に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。①　居室ア　居室の定員は4人以下となっているか。イ　地階に設けていないか。ウ　利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上となっているか。エ　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。オ　ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。②　食堂ア　食事の提供に支障がない広さを有しているか。イ　必要な備品を備えているか。③　浴室　利用者の特性に応じたものとなっているか。④　洗面所及び便所ア　居室のある階ごとに設けているか。イ　利用者の特性に応じたものとなっているか。 | 第95条第5項 |
| **第4　運営に関する基準（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例）** |
| 適・否 | 1 内容及び手続の説明及び同意 | ⑴　支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。※　重要事項の説明時に次の内容を記した説明書、パンフレット等を交付すること。運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等 | 第102条（第16条第1項準用） | ・利用申込書・申込時の説明書類・同意に係る書類・運営規程・利用契約書・重要事項説明書 |
| 適・否 | ⑵　社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。※　交付すべき書面に記載すべき内容経営者の名称及び主たる事務所の所在地、提供する指定短期入所の内容、利用者が支払うべき額に関する事項、提供開始年月日、苦情を受け付けるための窓口 | 第102条（第16条第2項準用） |
| 適・否 | 2 提供拒否の禁止 | 　正当な理由がなく、指定短期入所の提供を拒んでいないか。 | 第102条（第18条準用） | ・利用申込受付簿 |
| 適・否 | 3 連絡調整に対する協力 | 　指定短期入所の利用について本市又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 第102条（第19条準用） | ・本市や相談支援事業者等との連絡調整に関する記録 |
| 適・否 | 4 サービス提供困難時の対応 | 　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 第102条（第20条準用） | ・利用申込受付簿・紹介等の記録 |
| 適・否 | 5 受給資格の確認 | 　指定短期入所の提供を求められた場合は、その者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。 | 第102条（第21条準用） | ・受給者証写し |
| 適・否 | 6 介護給付費の支給の申請に係る援助 | ⑴　短期入所に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 第102条（第22条第1項準用） | ・利用申込受付簿・援助等の記録 |
| 適・否 | ⑵　短期入所に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 第102条（第22条第2項準用） | ・利用者に関する記録・援助等の記録 |
| 適・否 | 7 心身の状況等の把握 | 　指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 第102条（第23条準用） | 利用者に関する記録 |
| 適・否 | 8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | ⑴　指定短期入所の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市又は他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者等（以下「他のサービス提供者」という。）との密接な連携に努めているか。 | 第102条（第24条第1項準用） | ・利用者に関する記録・他のサービス提供者との連携に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、他のサービス提供者との密接な連携に努めているか。 | 第102条（第24条第2項準用） |
| 適・否 | 9 サービスの提供の記録 | ⑴　指定短期入所を提供したときは、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、指定短期入所の提供の都度記録しているか。 | 第102条（第26条第1項準用） | ・サービス提供実績記録票・指定短期入所の提供の記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定による記録を行うときは、指定短期入所を提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか。 | 第102条（第26条第2項準用） | ・サービス提供実績記録票 |
| 適・否 | 10 指定短期入所の開始及び終了 | ⑴　介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。 | 第96条第1項 | ・指定短期入所の提供に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　他のサービス提供者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。 | 第96条第2項 | ・他のサービス提供者との連携に関する記録・相談援助等の記録 |
| 適・否 | 11 入退所の記録の記載等 | ⑴　入所又は退所に際しては、事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、当該支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 | 第97条第1項 | ・受給者証写し |
| 適・否 | ⑵　自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを本市に提出しているか。 | 第97条第2項 | ・本市への報告文書の控え |
| 適・否 | 12 利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | ⑴　指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 第102条（第27条第1項準用） | ・運営規程・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。　ただし、13の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。 | 第102条（第27条第2項準用） | ・説明書類・同意に係る書類 |
| 適・否 | 13 利用者負担額等の受領 | ⑴　指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 第98条第1項 | ・利用者負担額請求書・領収証控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 第98条第2項 |
| 適・否 | ⑶　⑴及び⑵に規定する額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けているか。①　食事の提供に要する費用②　光熱水費③　日用品費④　①から③に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの。 | 第98条第3項 | ・請求書・領収証控え・日用品費等の額がわかる書類・運営規程 |
| 適・否 | ⑷　⑶の①及び②に掲げる費用については、厚生労働大臣の定めるところによっているか。※　「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」（平成18年9月28日厚生労働省告示第545号） | 第98条第4項 | ・請求書・領収証控え・運営規程 |
| 適・否 | ⑸　⑴から⑶までに規定する支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支払を行った支給決定障害者等に対し交付しているか。 | 第98条第5項 | ・領収証控え |
| 適・否 | ⑹　⑶の規定によりその費用の支払を受けることができる指定短期入所の提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該指定短期入所の内容及び費用について説明を行い、当該支給決定障害者等の同意を得ているか。 | 第98条第6項 | ・同意に係る書類等・説明書類 |
| 適・否 | 14 利用者負担額に係る管理 | 　支給決定障害者等が同一の月に指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合において、当該支給決定障害者の依頼を受けたときは、当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、利用者負担額合計額を本市に報告するとともに、支給決定障害者等及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 第102条（第29条準用） | ・利用者負担額合計額の算定書類・上限管理結果票・支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス事業者等に対する通知の控え |
| 適・否 | 15 介護給付費の額に係る通知等 | ⑴　法定代理受領により本市から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 第102条（第30条第1項準用） | ・支給決定障害者等に対する通知（代理受領通知）の控え |
| 適・否 | ⑵　法定代理受領を行わない指定短期入所に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | 第102条（第30条第2項準用） | ・サービス提供証明書控え |
| 適・否 | 16 取扱方針 | ⑴　指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 | 第99条第1項 | ・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | 第99条第2項 |
| 適・否 | ⑶　従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 第99条第3項 | ・説明書類 |
| 適・否 | ⑷　提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 第99条第4項 | ・質の評価の実施に関する記録・改善に関する記録 |
| 適・否 | 17 サービスの提供 | ⑴　指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 第100条第1項 | ・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 第100条第2項 | ・入浴等の記録 |
| 適・否 | ⑶　利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所事業者が運営する事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。 | 第100条第3項 | ・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対し、食事の提供を行っているか。 | 第100条第4項 | ・食事の提供に関する記録・献立表 |
| 適・否 | ⑸　食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の身体の状況及びし好を考慮し、適切な時間に行っているか。 | 第100条第5項 |
| 適・否 | 18 相談及び援助 | 　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、利用者又はその家族に対して必要な助言その他の援助を行っているか。 | 第102条（第63条準用） | ・相談等の記録 |
| 適・否 | 19 緊急時等の対応 | 　現に指定短期入所の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡その他の必要な措置を講じているか。 | 第102条（第35条準用） | ・指定短期入所の提供に関する記録・緊急時対応マニュアル等 |
| 適・否 | 20 健康管理 | 　常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 第102条（第87条準用） | ・看護日誌・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 21 支給決定障害者等に関する本市への通知 | 　指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。 | 第102条（第36条準用） | ・本市への通知の控え |
| 適・否 | 22 管理者の責務　 | ⑴　管理者は、事業所の他の従業者の管理、業務の管理その他の必要な管理を一元的に行っているか。 | 第102条（第37条第1項準用） | ・組織図・業務分担表・職員会議録・業務マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　管理者は、事業所の他の従業者に「札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 第102条（第37条第2項準用） |
| 適・否 | 23 運営規程 | 　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　利用定員④　指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額⑤　サービス利用に当たっての留意事項⑥　緊急時等における対応方法⑦　非常災害対策⑧　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑨　虐待の防止のための措置に関する事項・　虐待防止委員会の設置等に関すること・　虐待の防止に関する担当者の選定・　成年後見制度の利用支援・　苦情解決体制の整備・　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施等⑩　その他運営に関する重要事項 | 第102条（第68条準用） | ・運営規程 |
| 適・否 | 24 勤務体制の確保等 | ⑴　利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 | 第102条（第69条第1項準用） | ・勤務表 |
| 適・否 | ⑵　事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定短期入所を提供しているか。　ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 | 第102条（第69条第2項準用） | ・勤務表・出勤状況に関する書類等・雇用契約書・辞令書・賃金台帳 |
| 適・否 | ⑶　従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 | 第102条（第69条第3項準用） | ・研修計画・研修会資料等・研修報告書等・研修受講終了証明書 |
| 適・否 | ⑷　適切な指定短期入所の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 第102条（第69条第4項準用） | ・倫理綱領、行動指針・ハラスメント防止の取り組みに関する記録等 |
| 適・否 | 25 業務継続計画の策定等 | ⑴　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 第102条（第40条の2第1項準用） | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | ⑵　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（1年に1回以上）に実施しているか。 | 第102条（第40条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 第102条（第40条の2第3項準用） |
| 適・否 | 26 定員の遵守 | 　次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所の提供を行っていないか。（ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）①　併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数②　空床利用型事業所にあっては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所等にあっては、共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数③　単独型事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数 | 第101条 | ・利用者数に関する記録・業務日誌・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 27 非常災害対策 | ⑴　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 第102条（第71条第1項準用） | ・消防用設備等設置届出書・消防計画（消防計画に準ずる計画）・非常災害時対応マニュアル等 |
| 適・否 | ⑵　非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 | 第102条（第71条第2項準用） | ・避難訓練等の記録 |
| 適・否 | ⑶　⑵に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めているか。 | 第91条（第71条第3項準用） |
| 適・否 | 28 衛生管理等 | ⑴　利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。 | 第102条（第89条第1項準用） | ・衛生マニュアル等・設備・備品台帳 |
| 適・否 | ⑵　健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 第102条（第89条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（3か月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③　事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（1年に2回以上）に実施すること。 | 第102条（第89条第3項準用） | ・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・研修及び訓練の実施記録 |
| 適・否 | 29 協力医療機関 | 　利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。 | 第102条（第90条準用） | ・契約書 |
| 適・否 | 30 掲示 | 　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。　ただし、この重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 第102条（第42条第1項及び第2項準用） | ・掲示物又は備え付けの書面 |
| 適・否 | 31 秘密保持等 | ⑴　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 第102条（第43条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・秘密保持に係る同意書 |
| 適・否 | ⑵　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 第102条（第43条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　他の事業者等に対して利用者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 第102条（第43条第3項準用） | ・情報提供に関する同意書 |
| 適・否 | 32 情報の提供等 | ⑴　指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、その実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 第102条（第44条第1項準用） | ・広告、ポスター、パンフレット、ＨＰ等・情報開示の手順等に関する規程・情報開示に係る記録 |
| 適・否 | ⑵　その実施する事業について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 | 第102条（第44条第2項準用） |
| 適・否 | 33 利益供与等の禁止 | ⑴　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 第102条（第45条第1項準用） | ・就業規則・就業時の取り決め等・紹介等に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 第102条（第45条第2項準用） |
| 適・否 | 34 苦情解決 | ⑴　その提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。 | 第102条（第46条第1項準用） | ・苦情相談体制図・苦情解決手順書・説明書類・掲示物・パンフレット |
| 適・否 | ⑵　⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 第102条（第46条第2項準用） | ・苦情の記録・改善に向けた取組に関する記録 |
| 適・否 | ⑶　その提供した指定短期入所に関し、法第10条第1項の規定により本市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第102条（第46条第3項準用） | ・本市からの指導、助言等の通知・改善報告等の控え・改善措置に関する記録 |
| 適・否 | ⑷　その提供した指定短期入所に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第102条（第46条第4項準用） |
| 適・否 | ⑸　その提供した指定短期入所に関し、法第48条第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 第102条（第46条第5項準用） |
| 適・否 | ⑹　本市又は市長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を本市又は市長に報告しているか。 | 第102条（第46条第6項準用） | ・本市等に対する改善報告の控え |
| 適・否 | ⑺　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 第102条（第46条第7項準用） | ・運営適正化委員会の調査等に関する記録 |
| 適・否 | 35 事故発生時の対応 | ⑴　利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 第102条（第47条第1項準用） | ・事故に関する記録・事故対応マニュアル等・事故等発生状況報告書・業務日誌・ヒヤリ・ハット報告等 |
| 適・否 | ⑵　事故の状況及び事故に際して講じた措置について、記録しているか。 | 第102条（第47条第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合に、その損害を速やかに賠償しているか。 | 第102条（第47条第3項準用） | ・事故に関する記録・損害賠償に関する記録・損害賠償保険の加入状況、支払状況に関する書類 |
| 適・否 | 36 虐待の防止 | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。　①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。　③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 第102条（第47条の2準用） | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・研修資料等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 37 身体拘束等の禁止 | ⑴　指定短期入所の提供に当たっては、身体拘束等を行っていないか。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。 | 第102条（第42条の2第1項準用） | ・身体拘束等が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | ⑵　⑴のただし書により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 第102条（第42条の2第2項準用） |
| 適・否 | ⑶　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 第102条（第42条の2第3項準用） |
| 適・否 | 38 地域との連携等 | 　その事業の運営に当たっては、地域住民又は地域において自発的な活動を行う団体等との連携及び協力その他の地域との交流に努めているか。 | 第102条（第74条準用） | ・事業計画等・地域との活動の記録・ボランティア・実習生・施設見学等受入の記録 |
| 適・否 | 39 会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計を他の事業の会計と区分しているか。 | 第102条（第48条準用） | ・会計関係書類 |
| 適・否 | 40 記録の整備 | ⑴　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 第102条（第49条第1項準用） | ・従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録 |
| 適・否 | ⑵　利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該記録の作成日から5年間保存しているか。①　指定短期入所の提供の記録②　支給決定障害者に関する本市への通知に係る記録③　身体拘束等の記録④　苦情の内容等の記録⑤　事故の状況及び事故に際して講じた措置の記録 | 第102条（第49条第2項準用） | ・指定短期入所の提供の記録・本市への通知に係る記録・身体拘束等の記録・苦情の内容等の記録・事故等の記録 |
|  | （電磁的記録等） | 記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、上記5及び11⑴を除き、書面により行うこととされているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるものする。また、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもののうち、書面により行うこととされているものについては、相手方の承諾を得て、相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるものとする。※　ただし、これらの方法を用いる場合においては、改ざんや滅失、外部への情報の流出等が発生し得ない確実な方法により行うこと。 | 第419条第1項及び第2項 |  |
| **第5　変更の届出等（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 |  | ⑴　事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23に定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。注)　「事業所（施設）の名称」、「事業所（施設）所在地」、「申請者（設置者）の名称」、「事業所（施設）の平面図及び設備の概要」、「主たる対象者」、「運営規程（定員）」、「運営規程（共同生活住居・居室の追加・廃止、従たる事業所の設置・廃止）」については、変更日の1カ月前まで※　法律上は「10日以内の届出」となっておりますが、利用者の方等への事前の周知が必要な場合や職員配置及び設備基準等の確認が必要であるため、上記期日までに郵送してください（消印有効）。※　事業所の追加、移転等については、事前に建築基準法及び消防法に基づく防火設備等について確認してください。詳しくは「事業者指定申請に係る他の法律・制度」をご覧ください。（賃貸の場合は、契約前に確認することをおすすめします。）※　札幌市外への事業所の移転については、概ね移転（予定）日の2カ月前までに移転先を所管する振興局や中核市への新規申請及び移転（予定）日の1カ月前までに札幌市へ廃止届の提出が必要です。 | 法第46条第1項 | ・届出書等の控え |
| 適・否 | ⑵　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1カ月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 | 法第46条第2項 |
| **第6　介護給付費の算定及び取扱い（告示：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523 号））（法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）** |
| 適・否 | 1 基本事項 | ⑴　指定短期入所に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第7により算定する単位数に、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）」を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定短期入所に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所事業に要した費用の額となっているか。 | 告示1及び法第29条第3項第1号 | ・介護給付費請求書・介護給付費明細書 |
| 適・否 | ⑵　⑴の規定により、指定短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 告示2 |
| 適・否 | 2 短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ） | ⑴　福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して、事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注1 | ・介護給付費請求書・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定短期入所の提供に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | ⑵　福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。）が、生活介護等（日中活動系サービス）を利用した日において、事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注2 |
| 適・否 | ⑶　福祉型短期入所サービス費（Ⅲ）障害児支援区分1以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注3 |
| 適・否 | ⑷　福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）障害児支援区分1以上に該当する利用者が、指定通所支援等を利用した日において、事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注4 |
| 適・否 | 2-2 福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ） | ⑴　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注4の2 |
| 適・否 | ⑵　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、生活介護等（日中活動系サービス）を利用した日において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注4の3 |
| 適・否 | ⑶　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注4の4 |
| 適・否 | ⑷　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定通所支援等を利用した日において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害児支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注4の5 |
| 適・否 | 2-3 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、2-2の⑶又は⑷の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の1の注4の6 |
| 適・否 | ⑵　福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児支援区分1以上に該当する者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、2-2の⑶、⑷又は2-3の⑴の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の1の注4の7 |
| 適・否 | 2-4 医療型短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　医療型短期入所サービス費（Ⅰ）以下に該当する利用者に対して、以下の基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。≪利用者の状態≫①　18歳以上の利用者　次のアからカまでのいずれかに該当すること。ア　区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者イ　区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者ウ　区分5以上に該当し、医療的ケアスコアが16点以上の者エ　区分5以上に該当し、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上でかつ医療的ケアスコアが8点以上の者オ　区分5以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが8点以上の者カ　アからオまでに掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者②　障害児　次のア又はイのいずれかに該当すること。ア　重症心身障害児イ　医療的ケアスコアが16点以上である障害児≪事業所の基準（以下の全てに該当すること）≫①　病院であること②　①の病院において、看護職員が7：1以上の配置であること（夜勤時間帯は2人以上）③　①の病院において、看護職員の最小必要数の100分の70以上が看護師であること | 告示別表第7の1の注5 |
| 適・否 | ⑵　医療型短期入所サービス費（Ⅱ）上記⑴に記載する状態に該当する利用者に対して、以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。≪基準（以下のいずれかに該当すること）≫①　病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものであること②　介護老人保健施設又は介護医療院であること | 告示別表第7の1の注6 |
| 適・否 | ⑶　医療型短期入所サービス費（Ⅲ）区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、以下に該当する遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、以下の基準に適合しているものとして市長に届け出た医療機関である事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、上記⑴又は⑵の算定対象となる利用者については、算定しない。　 ≪利用者の状態≫　　 次の各号に掲げる状態のうち、5以上の状態に適合する場合とする。①　自力での移動が不可能であること②　意味のある発語を欠くこと③　意思疎通を欠くこと④　視覚による認識を欠くこと⑤　原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること⑥　排せつ失禁状態であること≪事業所の基準（以下のいずれかに該当すること）≫①　病院又は診療所であって、19人以下の患者を入院させるための施設を有するものであること②　介護老人保健施設であること | 告示別表第7の1の注7 |
| 適・否 | 2-5 医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）～（Ⅵ） | ⑴　医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ）医療型短期入所サービス費（Ⅰ）に該当する事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注8 |
| 適・否 | ⑵　医療型特定短期入所サービス費（Ⅱ）医療型短期入所サービス費（Ⅱ）に該当する事業所において、日中のみ指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注9 |
| 適・否 | ⑶　医療型特定短期入所サービス費（Ⅲ）医療型短期入所サービス費（Ⅲ）に該当する事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、⑴又は⑵の算定対象となる利用者については算定しない。 | 告示別表第7の1の注10 |
| 適・否 | ⑷　医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）生活介護等（日中活動系サービス）又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期入所サービス費（Ⅰ）に該当する事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注11 |
| 適・否 | ⑸　医療型特定短期入所サービス費（Ⅴ）生活介護等（日中活動系サービス）又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期入所サービス費（Ⅱ）に該当する事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の1の注12 |
| 適・否 | ⑹　医療型特定短期入所サービス費（Ⅵ）生活介護等（日中活動系サービス）又は指定通所支援等を利用した日において、医療型短期入所サービス費（Ⅲ）に該当する事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑷又は⑸の算定対象となる利用者については算定しない。 | 告示別表第7の1の注13 |
| 適・否 | 2-6 共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注13の2 |
| 適・否 | ⑵　共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等（日中活動系サービス）又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注13の3 |
| 適・否 | 2-7 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注13の4 |
| 適・否 | ⑵　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において、生活介護等（日中活動系サービス）を利用した日において、共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注13の5 |
| 適・否 | 2-8 基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　基準該当短期入所サービス費（Ⅰ）基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注14 |
| 適・否 | ⑵　基準該当短期入所サービス費（Ⅱ）基準該当生活介護等（日中活動系サービス）若しくは基準該当通所支援を利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の1の注15 |
| 適・否 | 3 大規模減算 | 利用定員が20人以上であるとして市長に届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。ただし、定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第7の1の注15の2 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | 4 情報公表未報告減算 | 情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | 告示別表第7の1の注15の3 | ・情報公表対象サービス等情報に係る市長への報告 |
| 適・否 | 5 業務継続計画未策定減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、減算しない。①　感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。②　当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。 | 告示別表第7の1の注15の4 | ・業務継続計画・従業者に周知した記録・研修及び訓練の実施記録・業務継続計画に基づく対応記録等 |
| 適・否 | 6 身体拘束廃止未実施減算 | 次のいずれかに該当する場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。　①　やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合。　②　次に掲げる措置を講じていない場合　　ア　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。　　イ　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。　　ウ　身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。 | 告示別表第7の1の注15の5 | ・介護給付費明細書・身体拘束が行われた場合の記録・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・委員会の記録・従業者に周知した記録・身体拘束等の適正化のための指針・研修の実施記録 |
| 適・否 | 7　虐待防止措置未実施減算 | 以下の基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。①　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（1年に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②　事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施すること。③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 告示別表第7の1の注15の6 | ・発令簿・事務分掌・委員会の設置に関する規程・委員名簿、委嘱状・研修資料等・研修の実施記録・倫理綱領、行動指針・虐待防止マニュアル |
| 適・否 | 8 福祉専門職員配置等加算 | 共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、常勤の生活支援員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の⑴又は⑵に掲げる割合以上であるものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。⑴　100分の35以上　15単位⑵　100分の25以上　10単位 | 告示別表第7の1の注15の7 | ・介護給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類 |
| 適・否 | 9 地域生活支援拠点等に係る加算 | 　運営規程において、当該事業所が本市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めているとして市長に届け出た事業所において、利用者に対し、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所の利用を開始した日について、所定単位数に100単位を加算しているか。　この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、事業所の従業者のうち、本市及び関係機関との連携及び調整に従事する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た上で、以下のいずれかに該当する者に対し、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算しているか。　ア　スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する者　イ　重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者及び重症心身障害児　ウ　障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である障害者又はこれに準ずる者 | 告示別表第7の1の注15の8 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録・運営規程 |
| 適・否 | 10定員超過利用減算 | 　以下の場合、所定単位数に100分の70を乗じて算出しているか。　①　過去3月間の利用者数の平均値が、利用定員数に100分の105を乗じて得た数を超える場合②　1日の利用者の数が、以下のいずれかに該当する場合ア　利用定員が50人以下‥‥利用定員数に100分の110を乗じて得た数を超える場合　　イ　利用定員が51人以上‥‥利用定員数に、利用定員数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合 | 告示別表第7の1の注16 | ・介護給付費明細書・利用者数に関する記録・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等 |
| 適・否 | 11人員欠如減算 | 　事業所に置くべき従業員の員数を満たしていない場合、所定単位数に100分の70を乗じて算出しているか。 | 告示別表第7の1の注16 |
| 適・否 | 12他のサービスとの関係 | 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは(Ⅳ)又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ）～（Ⅵ）を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費を算定していないか。 | 告示別表第7の1の注17 |  |
| 適・否 | 13短期利用加算 | 　指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の2の注 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 14常勤看護職員配置加算 | 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、10の定員超過利用減算又は11の職員欠如減算に該当する場合は、算定しない。 | 告示別表第7の2の2の注 | ・勤務表・雇用契約書・委託契約書 |
| 適・否 | 15 医療的ケア対応支援加算 | 以下の場合、１日につき所定単位数を加算しているか。①　福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所を行った場合②　福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している事業所において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対して指定短期入所を行った場合 | 告示別表第７の2の3の注1及び2 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 16重度障害児・障害者対応支援加算 | 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している事業所において、障害支援区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該事業所の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第７の２の4の注 | ・介護給付費明細書・利用者数に関する記録・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 17重度障害者支援加算（Ⅰ） | ⑴　区分6に該当し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　ただし、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。⑵　⑴が算定されている事業所であって、従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート及び支援手順書（以下「支援計画シート等」という。）を作成しているものとして市長に届け出た事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修）修了証の交付を受けた者が、区分6（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合、さらに1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。⑶　⑵が算定されている事業所であって、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成している事業所において、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が18点以上の者に対し、指定短期入所を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | 告示別表第7の3の注1～3 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・受給者証写し・支援計画シート・支援手順書・指定短期入所の提供に関する記録・研修修了を証明する書類 |
| 適・否 | 18 重度障害者支援加算（Ⅱ） | ⑴ 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合。）に該当し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、17の重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、加算しない。⑵　⑴が算定されている事業所であって、従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成しているものとして市長に届け出た事業所において、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修）の修了証の交付を受けた者が、区分4以上に該当し、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に70単位を加算しているか。⑶　⑵が算定されている事業所であって、中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成しているものとして市長に届け出た事業所において、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が18点以上の者に対し、指定短期入所を行った場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | 告示別表第7の3の注4～6 |
| 適・否 | 19 単独型加算 | ⑴　単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第7の4の注1 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　単独型事業所において、福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）、福祉型短期入所サービス費（Ⅳ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算しているか。 | 告示別表第7の4の注2 |
| 適・否 | 20 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅸ） | ⑴　医療連携体制加算（Ⅰ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、2-2の福祉型強化短期入所サービス費若しくは2-3の福祉型強化特定短期入所サービス費、2-4の医療型短期入所サービス費、2-5の医療型特定短期入所サービス費若しくは2-7の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。 | 告示別表第7の5の注1 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定短期入所の提供に関する記録・医師からの指示書・看護日誌・委託契約書等・医療が必要な利用者に関する家族、病院等からの聞取り等の記録 |
| 適・否 | ⑵　医療連携体制加算（Ⅱ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の5の注2 |
| 適・否 | ⑶　医療連携体制加算（Ⅲ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の5の注3 |
| 適・否 | ⑷　医療連携体制加算（Ⅳ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は上記⑴から⑶までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の5の注4 |
| 適・否 | ⑸　医療連携体制加算（Ⅴ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者又は医師意見書により医療が必要であるとされる利用者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は上記⑶を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の5の注5 |
| 適・否 | ⑹　医療連携体制加算（Ⅵ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、本市が加算対象者として認定した利用者（医療的ケアスコアの合計点数が16点以上）に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又は上記⑶若しくは⑸を算定している利用者については、算定しない。 | 告示別表第7の5の注6 |
| 適・否 | ⑺　医療連携体制加算（Ⅶ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第7の5の注7及び8 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録・登録喀痰吸引等事業者申請関係書類・認定特定行為業務従事者認定証関係書類・委託契約書等・指導の記録 |
| 適・否 | ⑻　医療連携体制加算（Ⅷ）喀痰吸引等が必要な利用者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又は上記⑴から⑹までのいずれかを算定している利用者は、算定しない。 | 告示別表第7の5の注7及び8 |
| 適・否 | ⑼　医療連携体制加算（Ⅸ）以下の基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。　　ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。　 ≪基準（以下のいずれにも該当すること）≫①　当該事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を1名以上確保していること。②　看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。③　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 | 告示別表第7の5の注7及び8 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録・勤務表・雇用契約書・委託契約書・説明及び同意の書類 |
| 適・否 | 21 栄養士配置加算 | ⑴　栄養士配置加算（Ⅰ）次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。≪基準（以下のいずれにも該当すること）≫①　常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること②　利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 | 告示別表第7の6の注1 | ・介護給付費明細書・職員名簿・雇用契約書・勤務表・出勤状況に関する書類等・資格等を証明する書類・食事の提供に関する記録・献立表 |
| 適・否 | ⑵　栄養士配置加算（Ⅱ）次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た事業所について、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、⑴又は医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は算定しない。　 ≪基準（以下のいずれにも該当すること）≫①　管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。②　利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。 | 告示別表第7の6の注2 |
| 適・否 | 22 利用者負担上限額管理加算 | 　指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の7の注 | ・介護給付費明細書・受給者証写し・上限額管理結果票 |
| 適・否 | 23 食事提供体制加算 | 　低所得者等に対して、事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た事業所において、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。①　当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。②　食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。③　利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね6月に1回記録していること。 | 告示別表第7の8の注 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・職員名簿・勤務表・委託契約書・費用に関する説明及び同意の書類・献立表・摂食量の記録・体重又はＢＭＩの記録 |
| 適・否 | 24 緊急短期入所受入加算 | ⑴　緊急短期入所受入加算（Ⅰ）福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、事業所が、指定短期入所事業所又は共生型生活介護事業所において緊急に指定短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の9の注1 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　緊急短期入所受入加算（Ⅱ）医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、指定短期入所事業所又は共生型生活介護事業所において緊急に指定短期入所を受ける必要がある者に対し緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の9の注2 |
| 適・否 | 25 定員超過特例加算 | 事業所において、緊急に短期入所を受ける必要がある者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、運営規程に定める利用定員を超えて、指定短期入所を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の10の注 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・指定短期入所の提供に関する記録・利用者数に関する書類 |
| 適・否 | 26 特別重度支援加算（Ⅰ）～（Ⅲ） | ⑴　特別重度支援加算（Ⅰ）医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、以下の①～⑯の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれのスコアを合算し25点以上である利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。≪判定スコア≫①　レスピレーター管理　（スコア：10）②　気管内挿管、気管切開　（スコア：8）③　鼻咽頭エアウェイ　（スコア：5）④　Ｏ2吸入又はｓｐＯ290パーセント以下の状態が10パーセント以上　（スコア：5）⑤　1回／時間以上の頻回の吸引（スコア：8）、6回／日以上の頻回の吸引（スコア：3）⑥　ネフライザー6回／日以上又は継続使用（スコア：3）⑦　ＩＶＨ（スコア：10）⑧　経口摂取（全介助）（スコア：3）⑨　経管（経鼻・胃ろう含む。）（スコア：5）⑩　腸ろう・腸管栄養（スコア：8）⑪　持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）（スコア：3）⑫　手術・服薬でも改善しない過緊張で、発汗による更衣と姿勢修正を3回／日以上（スコア：3）⑬　継続する透析（腹膜灌流を含む。）（スコア：10）⑭　定期導尿3回／日以上（スコア：5）⑮　人工肛門（スコア：5）⑯　体位交換6回／日以上（スコア：3） | 告示別表第7の11の注1 | ・介護給付費明細書・受給者証写し・指定短期入所の提供に関する記録・医学的管理の内容等に係る診療録 |
| 適・否 | ⑵　特別重度支援加算（Ⅱ）医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、上記⑴の判定スコアの①～⑯の各項目に規定する状態が6か月以上継続する場合に、それぞれのスコアを合算し10点以上である利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の11の注2 |
| 適・否 | ⑶　特別重度支援加算（Ⅲ）医療型短期入所サービス費もしくは医療型特定短期入所サービス費を算定している事業所が、以下に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続している者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、⑴又は⑵を算定している場合には算定しない。　①　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態　②　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態　③　中心静脈注射を実施している状態　④　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態　⑤　重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態⑥　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態　⑦　経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態　⑧　褥瘡に対する治療を実施している状態　⑨　気管切開が行われている状態 | 告示別表第7の11の注3 |
| 適・否 | 27 送迎加算 | ⑴　送迎を実施しているものとして市長に届け出た事業所において、利用者に対して、その居宅等と事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の12の注 | ・介護給付費明細書・サービス提供記録実績票・送迎の記録・車両運行管理簿・委託契約書 |
| 適・否 | ⑵　事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、利用者の送迎を行った場合、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | 告示別表第7の12の注2 |
| 適・否 | 28 日中活動支援加算 | 次の①から③までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において2-3の医療型短期入所サービス費又は2-4医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算しない。①　保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者（以下「保育士等」という。）が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。②　利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。③　利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 | 告示別表第7の13の注 | ・介護給付費明細書・サービス提供実績記録票・日中活動実施計画・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 29 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）医療型短期入所サービス費を算定している事業所であって、当該事業所の職員が、利用者について指定短期入所を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認している事業所において、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所を開始した日について、所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第7の13の2の注1 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | ⑵　医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）医療型短期入所サービス費を算定している事業所であって、当該事業所の職員が、利用者について指定短期入所を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認している事業所において、指定短期入所を行った場合に、当該指定短期入所を開始した日について、所定単位数を加算しているか。ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 | 告示別表第7の13の2の注2 | ・介護給付費明細書・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 30 集中的支援加算（Ⅰ）、（Ⅱ） | ⑴　集中的支援加算（Ⅰ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の13の3の注1 | ・広域的支援人材による支援の記録 |
| 適・否 | ⑵　集中的支援加算（Ⅱ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして市長が認めた事業所が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1日につき所定単位数を加算しているか。 | 告示別表第7の13の3の注2 | ・指定短期入所の提供に関する記録 |
| 適・否 | 31 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)、（Ⅲ）～（Ⅴ） | （※⑷～⑿は令和7年3月31日までの適用とする。）指定短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次の⑴から⑿までに掲げる加算を算定しているか。　ただし、次の⑴から⑿までのいずれかの加算を算定している場合にあっては、次の⑴から⑿までのその他の加算は算定しない。 | 告示別表第7の14の注 | ・介護給付費明細書・福祉・介護職員等処遇改善計画書・福祉・介護職員等処遇改善実績報告書・賃金を改善したことが分かる書類・職員に周知した記録・労働保険料の領収証・研修計画・研修実施記録・処遇改善の内容について公表していることが分かるもの |
| 適・否 | ⑴　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。（※令和7年3月31日までは適用しない。）イ　当該事業所において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの　資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち1人は、賃金改善後（※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後）の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、市長に届け出ていること。③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。エ　ウについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |
| 適・否 | ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑹ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑺ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金　　に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑻　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑼　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑽　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |
| 適・否 | ⑾　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| 適・否 | ⑿　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　令和6年5月31日において現に旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、旧介護給付費等単位数表の短期入所サービス費における福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。②　⑴の①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。 |
| **第7　その他** |
| 適・否 | 障害福祉サービス等情報公表制度 | 　障害福祉サービス等情報公表システムに掲載する事業所情報を市に報告しているか。 | 平成30年4月23日付障障発0423第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知 |  |